

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の一部改正への意見提出手続を実施します

川西市は、このたび、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の一部を改正する条例」の素案を作成しましたので、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号。)第9条の規定に基づき、この案に対する市民の皆さんからの意見を募集します。

子ども施策を担う民間事業者等が増加傾向にある中、公的な機関だけが対応すれば十分であるという状況ではなく、子どもに関わるおとな全体が、子どもの権利を軸にして適切に対応する必要性がこれまで以上に大きくなっています。

現在、全国の57の子どもの相談救済機関のうち、32の機関で民間事業者等に対して、オンブズパーソン等の協力要請に対する努力義務規定が、7の機関で義務規定が設けられています。本条例においても、同種の条文を追加することで、民間事業者等への協力要請がより実効性の高いものとなり、当該課題に対処しやすくなります。

I 募集期間

令和8年5月19日(火)から令和8年6月18日(木)まで



II 案の公表方法

① 川西市のホームページ(<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>)の「パブリックコメント」のページに掲載

② 人権推進多文化共生課(本庁舎4階)、市政情報コーナー(本庁舎2階)、大和行政センター及び市内各公民館(川西南公民館、川西公民館、明峰公民館、多田公民館、緑台公民館、けやき坂公民館、清和台公民館、東谷公民館、北陵公民館)、各コミュニティセンター(牧の台会館、多田東会館、加茂ふれあい会館、満願寺ふれあい会館、川西会館)、アステ市民プラザ、中央図書館、パレットかわにし、黒川里山センター、総合センターで公表

III 意見の提出方法

書式は自由です。案件名、氏名、住所(川西市以外にお住まいの方については、在勤、在学、利害関係者のいずれに該当するか。)、年齢を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 市ホームページ等:「意見提出専用フォーム」から意見を提出
- ② 電子メール : kawa0014@city.kawanishi.lg.jp
- ③ 郵送 : 〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所人権推進多文化共生課あて
- ④ ファックス : 072-740-1151

IV その他

お寄せいただいたご意見は、市の検討結果とともに公表します。ただし、氏名等の個人情報は公表しません。

なお、電話での意見の受付や、意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

V 問い合わせ先

川西市役所 人権推進多文化共生課 ☎ 072-740-1150

